

福知山市の住所表記の変更に関するガイドライン（案）

目次

はじめに

第 1 章 本市における住所表記の方針等

- 1 用語の定義
- 2 住所表記の方針
- 3 住所表記を変更する実施手法
- 4 住所表記の変更に伴う主な負担
 - (1) 共通事項
 - (2) 住居表示を実施した場合
 - (3) 町界町名変更を実施した場合
- 5 住所表記の変更を検討する時期

第 2 章 住所表記の変更の要件等

- 1 変更区域
 - (1) 対象区域
 - (2) 変更する範囲
 - (3) 対象外区域
 - (4) 住所表記の変更後も変更のない区域
 - ア 行政区
 - イ 自治会の区域
 - ウ 通学区域
 - エ ごみの収集
- 2 新町名
- 3 地域内合意
 - (1) 関係人の合意
 - (2) 自治会の合意
- 4 要望書の提出
- 5 支援事業

第3章 手続きの流れ

- 1 要望者との事前協議
- 2 要望書の確認
- 3 意見聴取、実施の可否決定
- 4 議会への議案提出、変更の告示・施行

第4章 住所表記の変更に伴う手続き等

- 1 市役所・法務局などが職権で変更するもの
- 2 新しい住所に書き換えた通知、証書等が自動的に送付されるもの
- 3 みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

はじめに

本市において正式な「住所」とは、住民票に記載された住所です。その表記方法は、本市では不動産登記における「地番区域」の「大字名」と、「地番」を組み合わせた表記に基づいています。また、土地区画整理事業等に合わせて住所表記を変更した事例はありますが、それらの住所においても表記方法は同じです。

一方で、明治以降の著しい人口増加などにより、地番区域と地番による住所の特定が困難となった都市部などでは、地番とは別に、街区単位で建物の住所表記の方法を決定する制度「住居表示制度」が実施されていますが、本市では実施していません。

本市の住所表記においては、住民票に記載される広域な字名の中に複数の自治会があります。自治会名は、字内における場所の特定に役立ったり、郵便番号が設定されたりするなど、社会生活に根付いています。しかしながら、自治会名は正式な住所の表記ではないため、官公庁の手続きなどでは原則使用できず、住所の表記を使い分ける状況があります。

令和5年度に実施した市民ニーズ調査^{*}では「字名では場所の特定が困難なため自治会名を使用している」「ウェブサイトの郵便番号から住所を検索するシステムで字名が入力できない」など、場所の特定や手続きに支障があることが明らかになりました。また、住所表記を変更したいニーズは市域全体では低かったものの地域差があることも明らかになりました。

市民ニーズ調査結果を踏まえて、住民の生活において住所表記により生じている支障を解消することを目的に、本市では本ガイドラインを策定し、本市における住所表記の方針や住所表記の変更にかかる手続きの内容を示すこととしました。

市民ニーズ調査^{*}…令和5年11月に実施した意識調査。字天田や字堀などの広域な字名に住む18歳以上の無作為抽出で選ばれた市民1,000人を対象に実施した「アンケート調査」、アンケート調査対象地域の自治会長を対象に実施した「自治会長ヒアリング」、市内外からの自由な意見を募集した「意見募集」の3調査のこと。

第1章 本市における住所表記の方針等

1 用語の定義

「街区」とは、道路や河川など恒久的な施設で囲まれた区域をいいます。

「要望者」とは、変更区域に居住している住所表記の変更を希望する者をいいます。

「市街地」とは、市街化区域、市街化区域に隣接している区域、住宅供給を目的に開発された一団の区域及び工場や事業所などの施設の立地のために開発された一団の区域をいいます。

「関係人」とは、変更区域内の住民及び変更区域内で恒常的に事業を営んでいる者をいいます。

「字等」とは、地番区域における大字をいいます。

「行政区」とは、住民票における行政区をいいます。

2 住所表記の方針

アンケート調査の結果では、今後の住所表記について全体の68%の人が「今のままでよい」と回答がありました。住所表記の変更については住民の理解が必要であることから、当面は全市域を対象とした住所表記の変更は行わないこととします。

一方で、今後の住所表記について全体の32%の「変えたい」との回答を地域別に分析したところ、地域差があり、高いところでは50%の地域があることがわかりました。地域によっては、配送などの不便さなどから変更のニーズが高い地域があることから、要望者から住所表記の変更要望があった場合には本ガイドラインに基づいて対応していくこととします。なお、住所表記により住民生活に支障が出るのが想定される区域の開発を行う事業者からの要望については、本ガイドラインとは別に変更要件を定めるものとします。

今後は、要望に基づいて実施する住所表記の変更事業から効果等を検証することなどにより、計画的な住所表記の変更も含めた住所表記の方針について、適切な時期に見直しを行います。

3 住所表記を変更する実施手法

実施手法は、「住居表示」と「町界町名変更」の2種類あります。

「住居表示」とは、住居表示に関する法律に基づき、議会の議決を経て新たに建物の住所表記の方法を決定するものです。街区方式では街区に建物の番号を、道路方式では、道路に名称をつけて沿道の建物に番号を付します。規則的に付番するため、住所の位置が分かりやすくなります。

町界町名変更とは、地方自治法第260条に基づき、議会の議決を経て土地の名称を変更するもので、土地の表示の変更に合わせて、それに基づく住所も変更することになります。しかし、土地の利用については様々な課題があることが多く、土地区画整理地内や近年の地籍調査事業完了地区以外の区域では、境界や位置が不明確なもの、道路内に個人の土地があるものなどがあります。これらの課題を抱えたまま土地の表示を変更することにより、別の問題が発生する恐れがあり、町界町名変更の採用については、慎重に判断する必要があります。

これら実施手法の判断については、変更する地域の状況に応じて本市において決定することとします。

4 住所表記の変更に伴う主な負担

(1) 共通事項

本市においては、住所表記の変更に伴うシステム改修費や地図作成等の業務委託費、説明会の開催にかかる諸費用などの負担があります。

関係人においては、住所表記が変更されると、様々な機関で登録している住所について住所変更手続きが必要になります。住所表記の変更を証明する「住所変更証明」は本市において無料で発行できますが、それを使用した手続きにかかる時間的・経済的な負担については、住民負担となります。また、不動産登記簿の権利部や商業登記簿に記載された住所については、住所変更登記の手続きが必要です。特に事業者においては、パンフレットなどの印刷物、封筒、名刺、ホームページなどの住所変更も必要になります。

(2) 住居表示を実施した場合

住居表示を実施した場合、街区表示板や住居番号表示板を設置するため、本市に維持管理費などの財政負担が生じます。

関係人においては、新築や増改築を行ったときに、本市に対して住居表示の届出を行う必要があります。この届出により、本市が住居番号を付番することで住所が確定します。

(3) 町界町名変更を実施した場合

字名が変更されると、土地の調査に時間を要したり、合筆ができなかったりするなど、土地の整理等において、今後、支障が生じる可能性があります。

5 住所表記の変更を検討する時期

住所表記により支障が生じているかどうかは、その地域の住民が最も感じていることであるため、住民等の要望に基づいて住所表記の変更を検討することとします。要望者から要望書の提出があったとき、本市において要望内容の確認を行います。

第2章 住所表記の変更の要件等

1 変更区域

(1) 対象区域

変更区域は、市街地を対象とします。

また、変更区域及びその周辺の区域で、字等の区域に影響を与える都市計画事業の予定がなく、かつ、換地処分を伴う開発行為が行われていない地域であることを条件とします。

(2) 変更する範囲

変更区域は、街区単位とし、かつ、単一の字等である場合に限ります。また、簡明な境界線をもって区画された字等が一团として形成されていて、周辺の字等や行政区と比較しても人口や面積が同規模以上となる範囲とします。ただし、字等の一部を変更するときは、変更後に属する字等または変更後の字等を、周辺の字等や行政区との比較の対象とします。その場合、変更後に属する字等の表記が行政区名や郵

便番号の町域などと統一が図られている場合に限るものとする。

なお、具体的な範囲については、行政区、自治会の区域、郵便番号の町域や一団としての歴史的な経緯などの情報を参考に、その地域の状況を考慮するものとします。

(3) 対象外区域

対象区域以外の区域及び土地区画整理地内などの住所表記が整理されている区域並びに山林は、住所表記の変更の対象外とします。山林については地目等により判断します。

(4) 住所表記の変更後も変更のない区域

ア 行政区

行政区名は、一部の行政区を除き自治会名と同じです。住民票の行政区欄に記載されています。住所表記の変更によって、行政区が変わることはありません。

イ 自治会の区域

自治会の区域は、自治会で取り決めているものです。住所表記の変更によって自治会の区域が変わることはありません。なお、自治会の規約等において区域を住所で示している場合には、新町名による住所で区域を表示するために規約等の改正を行う必要があります。

ウ 通学区域

通学区域は、行政区に基づいて決定されます。住所表記の変更によって通学区域が変わることはありません。

エ ごみの収集

住所表記の変更によって、ごみの収集日・集積所が変わることはありません。

2 新町名

新しい町名は、自治会名や郵便番号の町域など既存の名称への統一を目的とすることを基本とします。

3 地域内合意

関係人においては住所変更手続き等による時間的・経済的負担を伴うことから、一定程度以上の地域内合意が得られている必要があります。次に掲げる事項を全て満たし、かつ、顕著な反対がみられなければ、地域内合意が得られたものと解されます。

(1) 関係人の合意

要望書の提出について、要望者が関係人に対して行う意見の調査等により、多数の関係人の合意が得られていることが必要です。

(2) 自治会の合意

関係人が属する自治会において、総会等の議決が得られていることが必要です。議決の方法は当該自治会の規約等で定められた方法によることとします。

また、隣接する自治会の名称を新町名とする場合には、その自治会において、総会等の議決が得られていることが必要です。

4 要望書の提出

要望者による要望書の提出が必要です。要望書には、要望内容として住所表記の変更の理由、新町名や変更区域の案を記載するほか、添付書類として地域内合意に関する資料や住所表記の変更を望まない人の対応記録などの作成を求めます。

5 支援事業

本市においては、住所表記の変更にかかる説明会の開催等により関係人が判断するための支援を行います。

第3章 手続きの流れ

1 要望者との事前協議

要望についての相談を受けたときは、住所表記の変更に必要な手続き及び支援事業について、市と要望者で情報共有を行います。

2 要望書の確認

要望者より提出された要望書について、本市において要望書の内容を確認します。適正と認められた場合には、本市において関係人及び不動産の所有者に対して、要望内容に対する意向調査を行います。意向調査

後は、調査結果を周知するための説明会等を開催します。

3 意見聴取、実施の可否決定

法務局や郵便局などの関係機関に意見を聴取します。また、本市において住所表記の変更について実施の可否を決定します。実施を可能とする場合は、本市が実施する変更区域や実施方法等について、要望者の合意が得られている場合に限りします。

4 議会への議案提出、変更の告示・施行

いずれの実施手法においても、住所表記の変更には議会の議決が必要です。議会の議決が得られれば、速やかに告示を行い、概ね1か月後に変更を施行します。

第4章 住所表記の変更に伴う手続き等

住所表記の変更に伴う手続き等について、主なものを示します。市役所などが職権で変更するため住所変更手続きの必要のない手続きとそうでない手続きがあります。詳細な手続きの内容については、実施時に示すこととします。

1 市役所・法務局などが職権で変更するもの

機関等	名称
市役所	住民登録
	戸籍の附票
	選挙人名簿
	印鑑登録原票（印鑑登録）
	固定資産課税台帳
	児童手当台帳
	特別児童扶養手当台帳
	市府民税課税台帳
	原動機付自転車（125cc以下）
	小型特殊自動車の所有者の住所
	犬登録
法務局	土地登記簿（表題部の所在欄のみ）

	建物登記簿（表題部の所在欄のみ）
日本年金機構	国民年金の第一号被保険者の方
	国民年金・厚生年金の給付を受けている方
	60歳以上で年金の請求申請をしていない方
公共的なサービス	郵便
	水道

2 新しい住所に書き換えた通知、証書等が自動的に送付されるもの

機関等	名称
市役所	国民健康保険被保険者証
	後期高齢者医療被保険者証
	介護保険被保険者証
	重度心身障害者医療費受給者証
	こども医療費受給資格者証
	ひとり親家庭等医療費受給者証
	児童扶養手当証書

3 みなさまに住所変更の手続きをしていただくもの

以下に記載するものは法令等により、みなさまに住所変更の手続きをしていただく必要があるものです。これまでに個人で契約されたものは全てが対象となります。一部（法人の変更登記等）を除いて手続きに明確な期限はありませんが、重要なお知らせが届かないなどのトラブルが起こる恐れがあります。今後のトラブル防止のため、早めの手続きをお勧めします。

手続きには、住所変更証明書が必要となる場合があります。証明書の請求には専用の申請用紙が必要です。証明書は市役所市民課、各支所窓口にて無料で発行します。

変更届出等	提出先
運転免許証の住所	警察署
運転免許証の本籍	
軽自動車の車検証	軽自動車検査協会

自動車・オートバイ（125cc 超）の車検証	運輸支局
マイナンバーカード	市役所市民課、各支所
住民基本台帳カード	
在留カード	
戸籍の表示（本籍）	
厚生年金被保険者	勤務先
共済年金被保険者	各共済組合
国民年金第3号被保険者	配偶者の勤務先
共済年金の給付を受けている方	各共済組合
生活保護受給者	市役所
身体障害者手帳	
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
障害福祉サービス受給者証	
自立支援医療受給者証（精神通院医療・厚生医療・育成医療）	
養育医療券	
携帯電話・インターネット等	契約している会社
電気契約	
預金通帳	
保険契約	
会社・各種法人の本店・支店の所在地	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局
代表者等の住所	
土地・建物等不動産所有者の住所	不動産の所在地を管轄する法務局
土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所	

令和6年〇月〇日 策定